

* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ *

婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉 →



親子交流(面会交流)

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



- ・親子交流(面会交流)とは、子どもと離れて暮らしている親が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流することをいいます。
- ・子どもがいる場合は、その健やかな成長のために、親子交流(面会交流)についてしっかりと話し合うようにしてください。

児童手当の受給者の変更

- ・児童手当の受給者と児童が別居した際、手続が必要です。手続は原則受給者本人に限ります。手続されない場合、児童手当は支給することができません。
- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童と同居している人に受給者変更できることがあります。
- ・配偶者からの暴力を理由に住民票を動かさず別居している場合も、受給者変更できることがあります。
- ・手続の詳細は、国保医療課 福祉医療・手当係(公務員の場合は勤務先)に確認してください。

DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

- ・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、相談・情報提供・一時保護などを受け付ける窓口を設置しています。詳細については、市民相談課にご相談ください。

(問い合わせ先)

○法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。 →



○ひとり親家庭への支援策については、**厚生労働省のHP**もご参照ください。 →



○**法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。 →



※離婚を考えている方は、裏面をご覧ください。
(法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります)

* 離婚を考えている皆さまへ *

財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。
- ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

※離婚後**2年間**の期間制限あり。

年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



- ・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、それぞれ、自分の年金とすることができます。

※離婚後**2年間**の期間制限あり。

子どもがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉 →
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と親子交流(面会交流)のパンフレット等が掲載されています。)



○親権者

- ・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

○養育費

- ・**養育費**とは、**子どもが自立する(例えば大学等を卒業する。)**までに**必要な費用**を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

○親子交流(面会交流)

- ・**親子交流(面会交流)**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流**することをいいます。

- ・**養育費や親子交流(面会交流)**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにしてください。

〈養育費に関する
裁判所のHP〉 →



〈親子交流(面会交流)に
関する裁判所のHP〉 →



○児童扶養手当

- ・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、国保医療課 福祉医療・手当係に確認してください。

※児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください

母子・父子自立支援員

- ・離婚前や離婚後の生活の不安や就職、お金のことなどについて母子・父子自立支援員に相談することができます。

【相談窓口】 相談場所：市役所 1階 7番窓口

相談時間：平日 午前9時～午後4時 ※事前にご予約ください。

TEL : 046-235-4504